

- 問1 日本の立法過程において、行政権を担う内閣が果たす役割として正しい説明はどれですか。法律案の提出から成立後の手続きに着目して答えなさい。 (2023年 山形県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 内閣は法律案を裁判所に提出し、内容に問題がなければ国会へ送付され、成立後は最高裁判所長官が署名を行う。 | 2. 法律案の提出権は国会議員のみが持ち、内閣は成立した法律に対して内閣総理大臣が拒否権を行使するか署名するかを選択する。 | 3. 内閣は法律案を国会に提出する権限を持ち、国会で成立した法律には担当の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署を行う。 | 4. 内閣は法律案を地方公共団体に提出して意見を求め、成立した法律には都道府県知事が署名し、内閣総理大臣が連署を行う。 |
|--|---|---|---|
-
- 問2 日本の政治制度において、衆議院議員総選挙の後に初めて国会（特別会）が召集された際、それまで務めていた内閣は必ず総辞職しなければならない。この理由を説明した文として最も適切なものはどれですか。 (2019年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|--|
| 1. 内閣は国会の信任に基づいて成立しているため、選挙によって国民の信任を受けた新しい衆議院が構成された後は、改めて国会の信任を問う必要があるから。 | 2. 衆議院で内閣不信任決議案が可決されたわけではないが、選挙で第一党が入れ替わった場合には必ず解散権を行使しなければならないと憲法で定められているから。 | 3. 参議院議員通常選挙と衆議院議員総選挙の結果を比較し、両議院の意見が一致しない場合にのみ、内閣が責任を取って辞職する仕組みになっているから。 | 4. 内閣総理大臣の任期は衆議院議員の任期と同じ4年間と定められており、選挙が行われるたびに自動的にその資格を失うことになっているから。 |
|--|---|--|--|
-
- 問3 三審制によって判決が確定した後でも「裁判のやり直し」を認める制度が存在する理由として、最も適切な説明はどれですか。 (2018年 徳島県公立入試 類似)
- | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 1. 検察官が一度負けた裁判の結果を覆す機会を確保するため | 2. 冤罪によって人権が侵害された人を救済し、司法への信頼を守るため | 3. 裁判の迅速化を図り、被告人の負担を軽減するため | 4. 裁判員の負担を減らし、司法への国民参加を促すため |
|-------------------------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
-
- 問4 日本国憲法第69条の規定に基づき、衆議院で内閣不信任の決議案が可決された場合、内閣がとるべき行動として正しいものはどれですか。 (2019年 鳥取県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 10日以内に衆議院を解散するか、内閣総辞職をする。 | 2. 内閣総理大臣が閣僚の一部入れ替え、内閣を継続する。 | 3. 最高裁判所の判断を仰ぎ、信任を得られなければ総辞職する。 | 4. 直ちに参議院を解散し、総選挙を行う。 |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
-
- 問5 衆議院の優越が認められている事項の一つに「法律案の議決」があります。衆議院で可決され、参議院でこれと異なる議決をされた法律案について、衆議院の議決を国会の議決とするための手続きとして正しいものを選びなさい。 (2026年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 1. 内閣が法律案の重要性を判断し、衆議院の議決を優先させることを決定する。 | 2. 衆議院において、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決する。 | 3. 参議院が法律案を受け取ってから30日以内に議決しない場合、自動的に成立する。 | 4. 必ず両院協議会を開催し、そこで出席委員の過半数の賛成を得る。 |
|--|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
-
- 問6 日本の司法制度改革の一環として導入された、国民が司法に参加する制度について説明した文として、適切なものはどれですか。この制度では、原則として裁判官3名と、くじなどで選ばれた市民6名が共に審理を行います。 (2019年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. すべての刑事裁判を対象とし、裁判官は加わらず市民のみの合議によって判決を出す。 | 2. 殺人などの重大な刑事裁判を対象とし、裁判官とともに有罪・無罪および刑罰の内容を決定する。 | 3. 金銭の貸し借りなどの民事裁判を対象とし、裁判官とともに損害賠償の額を決定する。 | 4. 18歳未満の少年事件を専門に扱い、家庭裁判所での審判において助言を行う。 |
|--|---|--|---|
-
- 問7 日本の国会制度における「解散」についての説明として、正しいものはどれですか。語句の組み合わせと内容が適切なものを選びなさい。 (2016年 岡山県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 参議院のみに認められており、衆議院との意見が対立した際に、議論をリセットして新たな議員を選び直すことになる。 | 2. 衆議院のみに認められており、任期満了前に全議員の職を解くことで、国民に改めて審判を仰ぐ選挙を行うことになる。 | 3. 内閣総理大臣が辞任する際に行われるものであり、任期満了を待たずに特定の選挙区の議員を選び直すことになる。 | 4. 衆議院と参議院の両方に認められており、内閣不信任案が提出された際に、両方の議院で同時に選挙を実施することになる。 |
|---|---|---|---|
-
- 問8 国会の召集に関する記述として、衆議院の解散と関連付けて説明したものとして最も適切なものはどれですか。 (2026年 栃木県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 衆議院が解散され、総選挙が行われた後に、内閣総理大臣を指名するために召集されるのが特別会である。 | 2. 衆議院が解散されている間に、国としての緊急の必要がある場合に内閣の求めで召集されるのが特別会である。 | 3. 衆議院の解散後、40日以内に行われる総選挙の結果を受けて、最初に予算案を提出するために召集されるのが常会である。 | 4. 衆議院の解散によって議員が不在となった際、予算の議決を急ぐために参議院のみで開催されるのが臨時会である。 |
|---|---|---|---|
-
- 問9 日本国憲法の規定において、衆議院で内閣不信任の決議案が可決された際、内閣が十日以内にとらなければならない行動の組み合わせとして正しいものはどれか。 (2015年 山口県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1. 参議院を解散するか、内閣が総辞職する | 2. 内閣総理大臣が辞任し、参議院議員の総選挙を行う | 3. 衆議院を解散するか、内閣が総辞職する | 4. 衆議院を解散するか、弾劾裁判所を設置する |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|
-
- 問10 日本の司法制度における検察官の役割と、三権分立および法の支配の観点からの説明として最も適切なものはどれか。 (2015年 鳥取県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 法律の専門家として、裁判官が下した判決の内容が憲法に違反していないかを審査する役割。 | 2. 警察が逮捕した全ての被疑者を必ず裁判にかけること、行政権の行使を正当化する役割。 | 3. 証拠に基づき有罪の確信が得られた場合にのみ起訴を行い、裁判所に適切な法の適用を求める役割。 | 4. 被疑者の人権を守るため、警察の捜査に誤りがないかを法廷で被告人に代わって証明する役割。 |
|---|---|--|--|
-
- 問11 裁判員制度における裁判員と裁判官の役割や判断の範囲について、適切な記述を選びなさい。 (2024年 鳥根県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 死刑の可能性がある極めて重大な事件については、国民の心理的負担を考慮し、裁判員ではなく裁判官のみで審理を行う。 | 2. 裁判員は裁判官とともに、被告人が有罪か無罪かだけでなく、具体的な刑の内容（量刑）まで判断する。 | 3. 裁判員は裁判の進め方について助言を行う役割を担うが、最終的な判決の内容について決める権限は持たない。 | 4. 裁判員は証拠の確認と有罪・無罪の判断のみを担当し、法律の専門知識が必要な刑の内容については裁判官のみが決定する。 |
|--|--|---|---|
-
- 問12 日本国憲法において、外国との間で条約を締結する権限を持つ機関として正しいものはどれですか。 (2025年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|-------|-------|----------|-------|
| 1. 国会 | 2. 天皇 | 3. 最高裁判所 | 4. 内閣 |
|-------|-------|----------|-------|

答え合わせ・解説

問1	答え 3 内閣は法律案を国会に提出する権限を持ち、国会で成立した法律には担当の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署を行う。	日本の政治制度では、国会議員だけでなく内閣も法律案を国会に提出することができます。実際、提出される法律案の多くは内閣が作成したものです。また、国会で可決され法律が成立した後は、行政の責任を明確にするため、その事務を担当する国務大臣が署名し、さらに内閣総理大臣が連署するという手続きが憲法で定められています。
問2	答え 1 内閣は国会の信任に基づいて成立しているため、選挙によって国民の信託を受けた新しい衆議院が構成された後は、改めて国会の信任を問う必要があるから。	日本の議院内閣制では、内閣は国会の信任を基盤として成立しています。衆議院議員総選挙によって国民から新しく選ばれた議員で衆議院が構成された後は、たとえ同じ勢力が多数を占めていたとしても、新しい衆議院のもとで改めて内閣が信任される手続きを踏まなければなりません。そのため、内閣不信任決議が可決されたわけではなくても、憲法第70条の規定により、選挙後の特別国会で内閣は総辞職します。
問3	答え 2 冤罪によって人権が侵害された人を救済し、司法への信頼を守るため	司法の目的は、真実に基づき正しい判決を下して人権を守ることにあります。一度確定した判決を覆すことは法的安定性を損なうという側面もありますが、無実の罪で苦しむ人を救うことが憲法の基本的人権の尊重という理念において最優先されるべきであるため、この制度が設けられています。近年ではDNA鑑定などの科学技術の進歩によって新証拠が認められ、この制度により無罪が確定する事例も注目されています。
問4	答え 1 10日以内に衆議院を解散するか、内閣総辞職をする。	内閣は行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負っています。衆議院で不信任が決議された際、内閣は国民に真意を問うために衆議院を解散するか、職を辞して内閣総辞職をするかのどちらかを選ばなければならないと憲法で定められています。
問5	答え 2 衆議院において、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決する。	法律案の議決において両院の意見が一致しない場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再議決を行うことで、法律として成立させることができます。予算や条約の承認、内閣総理大臣の指名においては、両院協議会を経ても意見が一致しない場合に衆議院の議決が自動的に国会の議決となりますが、法律案の場合は「3分の2以上の再議決」という手続きが必要になる点が大きな特徴です。
問6	答え 2 殺人などの重大な刑事裁判を対象とし、裁判官とともに有罪・無罪および刑罰の内容を決定する。	裁判員制度は、国民の視点や感覚を刑事裁判に反映させることを目的として導入されました。対象となるのは、殺人や強盗致死傷などの重大な刑事事件に限られており、民事裁判は対象外です。また、アメリカなどで見られる「陪審制（市民のみで評議する仕組み）」とは異なり、裁判官と裁判員が一緒に有罪・無罪の判断だけでなく、具体的な刑罰（量刑）まで決定するのが特徴です。
問7	答え 2 衆議院のみに認められており、任期満了前に全議員の職を解くことで、国民に改めて審判を仰ぐ選挙を行うことになる。	解散は衆議院のみに適用される制度です。これにより、4年の任期が終了する前に議員全員が一度その地位を失い、総選挙が実施されます。参議院には解散がないため、選挙の時期は常に3年おきと一定ですが、衆議院は解散のタイミングによって選挙の時期が変動するという特徴があります。また、任期満了による選挙とは異なり、内閣の判断などで不規則に発生します。
問8	答え 1 衆議院が解散され、総選挙が行われた後に、内閣総理大臣を指名するために召集されるのが特別会である。	衆議院の解散によって内閣は総辞職するため、総選挙後の特別会で最初に行われる重要な事項は内閣総理大臣の指名です。衆議院が解散されている間に、国に緊急の必要がある場合には、内閣の求めによって「参議院の緊急集会」が開催されます。これは特別会や臨時会とは区別される制度であり、衆議院の解散から特別会の召集までの期間の空白を埋めるために存在します。
問9	答え 3 衆議院を解散するか、内閣が総辞職する	日本国憲法第69条に基づき、内閣は衆議院で不信任を突きつけられた場合、国民の信を問い直すために衆議院を解散するか、あるいは内閣の責任を認めて全員が辞職（総辞職）するかのいずれかを選択しなければなりません。参議院には解散の制度がないため、選択肢に含まれることはありません。
問10	答え 3 証拠に基づき有罪の確信が得られた場合にのみ起訴を行い、裁判所に適切な法の適用を求める役割。	検察官は、警察の捜査が適正であったかを確認し、裁判で有罪を立証できる十分な証拠がある場合にのみ起訴を行います。これは、無実の人が裁判にかけられることを防ぐとともに、法に基づいた厳正な処罰を求めることで社会の安全を維持する、司法プロセスにおいて極めて重要な役割です。
問11	答え 2 裁判員は裁判官とともに、被告人が有罪か無罪かだけでなく、具体的な刑の内容（量刑）まで判断する。	裁判員は、裁判官とともに対等の立場で評議（話し合い）を行い、被告人の有罪・無罪を判断します。さらに、有罪の場合には懲役の年数や死刑といった具体的な刑の内容（量刑）についても決定に参加します。これは国民の感覚を裁判の内容に反映させるための仕組みです。
問12	答え 4 内閣	条約の締結は、行政権を持つ内閣が行うべき職務の一つとして憲法第73条に明記されています。国会は条約の締結に必要な「承認」を行う機関であり、天皇は内閣の助言と承認に基づいて条約を「公布」する国事行為のみを行います。